

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善友隣保館の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、報酬として一律 5,000 円支給することができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、旅費規程の範囲内で旅費を支給することができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会に出席したときは、報酬として一律 5,000 円支給することができる。

2 理事長が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、旅費規程の範囲内で旅費を支給することができる。

3 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、旅費規程の範囲内で旅費を支給することができる。

4 理事に対して、1人当たり 25,000 円、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、報酬として一律 5,000 円支給することができる。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬として一律 5,000 円支給することができる。

3 監事に対して、1人当たり 75,000 円、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成 30 年 2 月 16 日より適用する。

平成 29 年 6 月 16 日制定